

◆「通知カード」は何に利用できるのですか？

「通知カード」は個人に個人番号をお知らせするカードです。来年1月から国の機関や市役所などで行う各種申請手続きにおいて、必要となる場合があります。

通知カードに同封されている書類

- ① 「通知カード」
- ② 「個人番号カード」交付申請書
- ③ 個人番号カード交付申請書の送付用封筒
- ④ ご案内

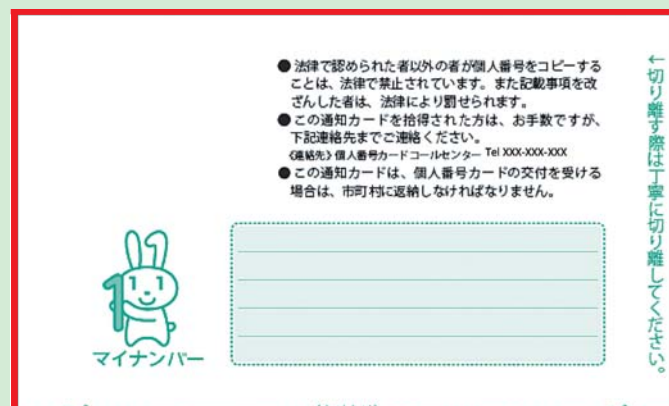
通知カードに関する注意点

- ① 「通知カード」だけでは本人確認ができないため、身分証明とはなりません。
  - ② 「個人番号カード」を受け取る際には「通知カード」の返却が必要となります。大切に保管してください。
  - ③ 紛失などによる再発行には手数料がかかる場合があります。
  - ④ 住民票を異動する場合は、裏面に新住所を記載するため、必ず市民課の窓口へ提出してください。
- ※通知カードは、以下のように送付されます。

表面



裏面



個人番号カード交付申請書  
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛  
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

\*番号 花子  
\*氏名

\*住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

個人番号カード交付申請書

生年月日\* 平成5年3月31日 性別\* 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住民の区分\* -

在留期間等満了日の有無\* 在留期間等満了日\* -

右欄の点字表記を希望する  
※最大11文字まで(濁点等は1文字)  パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。  
左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄  
サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

●以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。  
 利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。  
口を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	ふりがな	代理人氏名(自署)	本人との関係
		印	
		代理人住所	(電話番号: )

音声コード申請書ID控/01  
視覚障がい者用  
音声コード 3190110000019#

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧ください。
- 表面の記載事項のうち、\*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

❖「個人番号カード」とはなんですか？  
また、何に利用できるのですか？

個人番号カードは、住所・氏名・生年月日・性別とマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのICカードです。本人確認のための公的な身分証明書として利用できます。

❖「個人番号カード」の安全性は保障されますか？

個人番号カードのICチップにはプライバシー性の高い個人情報記録されません。万一、紛失・盗難に遭った場合は、24時間365日専用ダイヤルで対応します。顔写真やパスワードが設定されていて、不正利用されにくい仕組みになっています。

「個人番号カード」の交付を希望する方は、次の手順で申請してください。

**手順1**

平成27年11月以降、各世帯へ「通知カード」が簡易書留で送付されます。

**手順2**

「通知カード」に同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れ、ポストに投函します。

※パソコンおよびスマートフォンからのインターネット申請も可能です。

※詳しくは、個人番号カード総合サイトをご覧ください。

**手順3**

平成28年1月以降、市の個人番号カードの交付準備が整うと、交付通知書が送付されます。

通知書に記載の必要書類（交付通知書・通知カード・運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている方））を持参し、市役所へお越しください。

**手順4**

市役所窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、個人番号カードが交付されます。

なお、「個人番号カード」申請に関して詳しくは、次のウェブサイトをご覧ください。

個人番号カード総合サイト

アドレス

<https://www.ko.jinbango-card.go.jp/>

❖マイナンバー制度は今後どのようになるのですか？

**平成28年1月**

マイナンバーの利用開始

■税や社会保障の手続きでマイナンバーの利用を開始します。

■個人番号カードの申請者は、カードの受け取りができます。

**平成29年1月**

個人ごとのポータルサイト（マイナンバー）の運用開始

■マイナンバーに関する個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認できます。

■行政機関などが持っているマイナンバーに関する自分の個人情報を確認できます。

**平成29年7月**

国や地方公共団体など関係機関による情報連携を開始

❖法人番号とはなんですか？

法人番号は、株式会社などの法人等に指定される13桁の番号で、個人番号（マイナンバー）と異なり、原則として公表され、誰でも自由に利用できません。

❖法人番号はどのように通知されますか？

平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。

通知後、法人番号は、原則としてインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表されます。

**注意**

マイナンバー制度に便乗して、個人情報を出さず不審な電話がかかってきたという報告があります。市役所がマイナンバーに関連して個人情報を聞き出すことはありません。詳しくは、11ページをご覧ください。

